

1 経緯

(1) 平成15年度まで ＜町世話人を中心とした行政主導＞

行政主導のもと、全市一律に、各種団体や各種委員（個人）がコミュニティ活動を行っていた。

- 市の各部署が、所管する分野で全市一律に施策を立案し、各種団体に補助金を交付したり、各種委員を通じるなどして、施策を実施していた。
- 町世話人を通じて、コミュニティに行政情報を伝達したり、協力を依頼したりしていた。

(2) 平成16年度から ＜自治協議会を中心とした地域主導＞

地域の住民が主体となり、行政と共働でコミュニティづくりを進める体制に転換した。

- 多様化・複雑化する課題に対応するためには、住民自らがコミュニティの課題を認識し、その解決に向けて継続的・計画的にコミュニティを運営していくこと＝「コミュニティの自律経営」が必要であるとの認識のもとに、その実現を支援することとした。
- コミュニティの自律経営の基本的な範囲を「小学校区」と捉え、各校区に対し、できるだけ多くの住民の参加のもとに、福祉、子育て、防犯・防災、環境など、校区のさまざまな事柄を協議し、校区を運営する組織である「自治協議会」の設立を提案した。
- 住みよいまちづくりに共に取り組むパートナーとして、コミュニティと向き合い、コミュニティと共働で課題に取り組んでいくこととした。

＜平成16年度に開始した主な取り組み＞

ア 自治協議会制度を創設

平成15年度末をもって町世話人制度を廃止するとともに、各校区に対して「自治協議会」の設立を提案した。

イ 校区で自主的に取り組む事業にも使える補助金を創設

それまでの使い道が限定されている補助金を一本にまとめ、自治協議会が、校区で使い方を決められる新たな補助金を創設した。

ウ 公民館をコミュニティづくりの「核」と位置づけ、区役所へ移管

公民館を教育委員会所管から区の所管とし、区役所と一体となったコミュニティ支援が行われるよう、体制の強化を行った。

エ 区役所に「コミュニティの総合窓口」として地域支援部を創設

区のコミュニティ支援体制を強化するため、コミュニティと向き合い、コミュニティを支援する窓口となる部署＝地域支援部を設置した。

オ 区の地域支援部に校区を担当する校区担当職員を配置

市がコミュニティと向き合い、自治協議会の設立・運営に関する事柄など、さまざまなコミュニティ活動を支援していくため、区の地域支援部に校区担当職員を配置した。